



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*20 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(環境生活総務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第20号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則 (平成30年和歌山県規則第17号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(太陽光発電事業計画の認定の申請)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>太陽光発電事業実施予定者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。)第9条第4項の規定による認定を受けているものである場合は、同条第6項の規定により経済産業大臣が公表する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 条例第7条第2項第3号の規則で定める書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>太陽光発電事業実施予定者の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書面</u></p> <p>ア <u>当該太陽光発電事業実施予定者が法人である場合 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</u></p> <p>イ <u>当該太陽光発電事業実施予定者が個人である場合 住民票の写し</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(認定太陽光発電事業計画の変更等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 条例第18条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、知事が認めるもののほか、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) <u>太陽光発電設備の合計出力を増加する変更(再生可能エネルギー電気特別措置法第10条</u></p>	<p>(太陽光発電事業計画の認定の申請)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>太陽光発電事業実施予定者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第3項の規定による認定を受けているものである場合は、同条第5項の規定により経済産業大臣が公表する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 条例第7条第2項第3号の規則で定める書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>太陽光発電事業実施予定者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、太陽光発電事業実施予定者が個人である場合は住民票</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(認定太陽光発電事業計画の変更等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 条例第18条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、知事が認めるもののほか、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) <u>太陽光発電設備の合計出力を増加する変更(電気事業者による再生可能エネルギー電気</u></p>

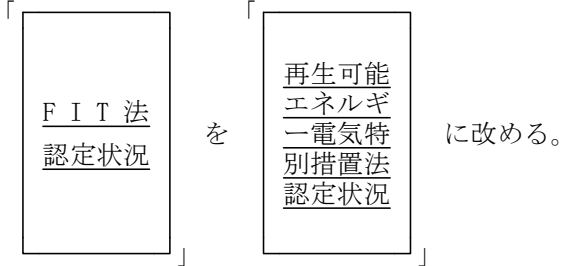
第1項の変更の認定を受けなければならない変更のうち、再生可能エネルギー電気特別措置法第2条の3第1項に規定する基準価格又は再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第2項に規定する調達価格の変更を伴わないものを除く。)

(2)～(6) 略
3～5 略

の調達に関する特別措置法第10条第1項の変更の認定を受けなければならない変更のうち、同法第3条に規定する調達価格の変更を伴わないものを除く。)

(2)～(6) 略
3～5 略

別記第2号様式中



別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第7条関係)

(第1面)

太陽光発電事業計画認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 —)

申請者

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の役職・氏名)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (以下「条例」という。) 第7条第1項の規定により、太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

条例第5条の規定により講じた措置の概要	第2面のとおり	
再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第4項の規定による認定を受けているものである場合は、同条第6項の規定により経済産業大臣が公表する事項	認定年月日	年 月 日
	識別番号 (認定ID)	
	認定事業者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
	認定発電設備の区分	
	認定発電設備の発電出力	kW
	認定発電設備の所在地	

添付書類

- 1 太陽光発電事業計画
- 2 条例第5条の規定により措置を講じたことを証する書面
- 3 条例第4条の規定による協議の結果を記載した書面
- 4 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 5 申請者が個人である場合は、住民票の写し
- 6 別記第5号様式による書面
- 7 別記第6号様式による書面
- 8 その他知事が必要と認める書面

(第2面)

条例第5 条の規 定によ り講じ た措置 の概要	説明会等の概要		
	太陽光発電事業計 画の案に対する住 民の意見の反映状 況	住民の意見の概要	太陽光発電事業計画の案への 反映状況の概要

(第3面)

※手数料欄

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。